

令和 8 年 3 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 8 年 3 月 2 7 日

長野県安曇野市農業委員会

令和 8 年 3 月 安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和 8 年 3 月 2 7 日

○会議の日時 令和 8 年 3 月 2 7 日 午後 1 時 3 0 分

○招集の場所 安曇野市役所 3 階 会議室 3 0 7

○出席委員（23 名）

1 番	渡 辺 由 枝 君	2 番	中 島 博 幸 君
3 番	山 田 稔 君	4 番	望 月 孝 夫 君
5 番	堀 内 伸 一 君	6 番	高 山 万 寿 君
7 番	加 島 美智代 君	8 番	藤 岡 喜美夫 君
9 番	齋 藤 岳 雄 君	10 番	二 木 寿 夫 君
11 番	平 林 明 美 君	12 番	三 枝 守 和 君
13 番	細 萱 美 嗣 君	14 番	降 旗 治 喜 君
15 番	中 村 正 君	16 番	小 林 正 君
17 番	一 志 寛 君	19 番	平 林 平 君
20 番	丸 山 新 悟 君	21 番	望 月 慎 二 君
22 番	請 地 康 仁 君	23 番	丸 山 隆 也 君
24 番	佐 原 悦 司 君		

○欠席委員（1 名）

18 番 中 野 隆 洋 君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北 條 敦 君	事務局長	森 和 哉 君
事務局員	折 井 希 望 君		

午後 1 時 3 0 分 開会

○事務局（北條 敦君） それでは、安曇野市農業委員会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 本日の総会でございます。現在、出席者が 23 名、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項によりまして、本会議は成立とさせていただきます。

なお、18 番、中野委員さんから欠席届が提出されております。

この会議は、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例等に基づきまして、発言には十分ご配慮を願いたいと思います。

また、議案に対して質問等ございましたら挙手をし、議長が指名をいたしますので、委員番号と名前を名乗ってから発言をお願いをいたします。

○議長（佐原悦司君） 次に、議事録署名人の指名をいたします。

農業委員会会議規則第19条に基づきまして、議長が指名をいたします。

19番、平林委員、20番、丸山委員のお2人をお願いをいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条に基づきまして、総会の会議の議決は出席委員の過半数にて決し、可否同数の場合は会長の決とさせていただきますので、よろしくをお願いをいたします。

○議長（佐原悦司君） 事務局にお伺いをいたします。本日、傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） おりません。

○議長（佐原悦司君） はい、分かりました。

それでは、本日の日程どおりで進めてまいりますので、よろしくをお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、穂高、三郷地域は3月24日、豊科、堀金、明科地域は3月25日に地域委員会を開催し、協議しております。本日の審議は、総会の意見を求めるものでございます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、進めさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

11番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案書の3ページをお願いします。

申請地は豊科地域の2筆で、登記地目は田及び畑、面積が計975㎡です。譲受人の経営面積は1万4,233㎡、渡人の経営面積が1,155㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号11番について説明をしたいと思います。

申請事由でございます。渡人は、耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、申

請地を譲り受け、家庭菜園として管理をしたいという事由でございます。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、12番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、登記地目は田、面積が248㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1,771㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。

申請番号12番の申請事由について申し上げます。

渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、自宅隣地の申請地を譲り受け、家庭菜園として管理をしたい。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、13番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積が計3,442㎡です。受人の経営面積は9万9,778.96㎡、渡人の経営面積が4,137㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号3番です。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号13番の説明をいたします。

申請事由です。渡人は、耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、規模拡大による農地集積をしたいというものです。

なお、この案件につきましては、先日来各地域で行われました農地相談会におきまして、この渡人のほうから農地を売りたいという相談がありまして、近所で認定農業者でもありますこの受人のほうにその話を持っていったところ了解ということで、今回3条申請に至ったものでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

説明等ございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、14番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 4ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、登記地目は畑、面積が533㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が533㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の5ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号14番について説明いたします。

申請理由なんですけれども、渡人は、遠方に異動するため耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は、申請地近隣に居住しており、申請地を購入して耕作したいということです。審議のほうをよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、15番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は畑、面積が70㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が635㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

訂正用の別冊の資料がありますので、そちらのほうをちょっともう一回ご覧いただきたいと思います。

申請番号15番について説明いたします。

申請理由なんですけれども、渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、自家消費を目的に耕作をしたいということです。審議のほうをよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、16番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域で、登記地目は畑、面積が130㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が4,616㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号8番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○8番(藤岡喜美夫君) 委員番号8番、藤岡です。

申請番号16番について説明いたします。

申請事由。渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、自宅新築予定地に隣接する申請地を譲り受け、営農したい。

以上です。審議をよろしくお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、17番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局(森 和哉君) 5ページをお願いします。

申請地は三郷地域の3筆で、登記地目は田、面積が計4,162㎡です。受人の経営面積は19

万5,827㎡、渡人の経営面積が1万1,358㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の8ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号17番について説明いたします。

申請事由。渡人の親族が相続放棄したため、相続財産清算人が管理している申請地を譲渡したい。受人は、規模拡大による農地集積をしたいとのことです。審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

特殊な事情で説明がございました。皆さんのほうで慎重なご審議をいただきたいと思います。

中島委員、どうぞ。

○2番（中島博幸君） 三郷の地域長の中島です。

今説明ございましたように、この土地は相続財産清算人が今現在管理しているところでございまして、もう数年間耕作がなされていない土地であります。三郷としては農地をきれいにしてもらって、それから売買をしてもらおうようやっておりましたけれども、この土地が今現在荒れているということで、三郷としてはこれを3条について審議するについていかなものかと意見がありましたのでこの案件はこの会議の全体において審議していただきたいと思います。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

中島委員の説明は分かりましたでしょうか。要は、何年間も作られていなかったのもので、その土地が今は枯れたような草がいっぱい生えているということで、本来ならば農地3条の売買はきれいな農地として売買するのが当たり前なだけけれども、三郷農業委員としてはこれはどうかなという話合いがあったということでございます。簡単に言えばそういうことです。

条件としては、今管財人が管理をしているということですので、要するに、土地の持ち主は本来はいないということなので、裏を返すとこの契約された方が購入後きれいにしますよという確約をいただいているというようなお話でございます。

皆さんのほうでご質問ございましたらお願いをいたします。

事務局、どうぞ。

○事務局（森 和哉君） 先ほどの案件につきまして、事務局から補足の説明をさせていただきます。

申請地ですけれども、亡き所有者に家庭裁判所から任命されている相続財産清算人がついております縛りのある土地になります。本来であれば、三郷の地域委員会で出た意見と同じように3条申請前に遊休農地の解消をいただいているところではございますけれども、今回の申請地につきましては裁判所の管理下にあることから事前に解消することが困難であるため、譲受人より所有権移転後に農地へ解消する旨の確約書の提出をもって受け付けております。

なお、譲受人においては当該申請地の隣接地で耕作している方であるため、取得後に一体的に利用いただくことが農地利用の結果につながるものと事務局は考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいま事務局のご説明、また中島委員からの説明等々ございました。それを鑑み、皆さんのほうからご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

ただいまの説明につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、18番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、登記地目は畑、面積が297㎡です。受人の経営面積は1万2,828㎡、渡人の経営面積が1万1,358㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料9ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号18番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人の親族が相続放棄したため、相続財産清算人が管理している申請地を譲渡したい。受人は、すぐ近くの申請地を譲り受け、耕作したいとのことです。先ほどの17番案件と同様な申請内容であります。審議をよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

同様な案件の転用事由の説明がございました。

中島委員のほうからも補足説明がございましたらお願いします。

○2番（中島博幸君） 今高山さん言ってもらったように、これは同じ持ち主の方のところの案件なので、説明的なものは全く先ほどと一緒にございます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

17番案件と同様の件でございますので、皆さんのほうから慎重なご審議を賜りたいと思います。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、19番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、登記地目は畑、面積が64㎡です。受人の経営面積は3,025㎡、渡人の経営面積が496㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の10ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○9番（齋藤岳雄君） 9番、齋藤です。

申請番号19番について説明します。

申請事由は、渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、借りていた農地を取得し、耕作を続けたいとのことです。審議をよろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） よろしいですか。

それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、20番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 6ページをお願いします。

申請地は堀金地域で、登記地目は畑、面積が516㎡です。受人の経営面積は1万1,844㎡、渡人の経営面積が3,107㎡です。受人は、農地の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の11ページでご確認ください。

委員番号17番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○17番（一志 寛君） 17番、一志です。

申請番号20番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、耕作し管理したいということであります。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、21番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域の2筆で、登記地目は田、面積が計418㎡です。

受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が2,742㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の12ページでご確認ください。

委員番号22番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○22番（請地康仁君） 委員番号22番、請地です。

申請番号21番についてご説明申し上げます。

申請事由ですけれども、渡人は、市外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したいとのことです。また、受人は、申請地を譲り受け、農地集積をしたいとのことです。よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

9番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 7ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は畑、面積が240㎡です。申請内容は住宅敷地（庭・倉庫）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号9番の説明をいたします。

転用事由です。申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいというものです。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、10番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が計198㎡です。申請内容は住宅敷地（倉庫・通路・家庭菜園）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号10番について説明いたします。

転用理由なんですけれども、申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適用にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。審議のほうをよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事へ意見を送付いたします。

それでは、続きまして、11番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が98㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号11番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいとのことです。審議よろしく願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第3号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

19番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が302㎡です。申請内容はホテル敷地（駐車場）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号19番について説明いたします。

借人は、ホテル建設に伴い来客用駐車場の台数確保のため、申請地を駐車場として造成したいということでございます。審議をよろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、20番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は豊科地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が336㎡です。申請内容は特定建築条件付土地(1区画)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番(細萱美嗣君) 委員番号13番、細萱です。

申請番号20番について転用事由を申し上げます。

受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したい。

以上です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、21番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は豊科地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が166㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24ページ、25ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。

申請番号21番について転用事由を申し上げます。

借人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したい。

以上です。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、22番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が135㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26ページ、27ページでご確認ください。

委員番号20番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○20番（丸山新悟君） 委員番号20番、丸山です。

申請番号22番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は、ブロック塀工事を行うため、申請地を住宅敷地として造成したいというものでございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、23番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域の2筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計133㎡です。申請内容は仮設作業所(一時転用許可日から令和9年2月26日)までで、立地基準等許可要件に対して特に問題はないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○3番(山田 稔君) 委員番号3番、山田です。

申請番号23番の説明をいたします。

転用事由です。借人は、申請地を仮廻し水路工事に伴う仮設作業場として使用したいというものです。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

別冊の差し替えの23番をご確認をお願いをいたします。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしとの声がございました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、24番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が390㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号24番の説明をいたします。

転用事由です。借人は、現在県外の借家に居住しているが、実家がある安曇野市への移住を希望しており、利便性のよい申請地に住宅を建築したいというものです。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

差し替えの24番をお願いをいたします。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとのお声がございました。

それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、25番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が500㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の32ページ、33ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林です。

申請番号25番について説明いたします。

転用事由は、借人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したい。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、26番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が3㎡です。申請内容は住宅敷地(駐車場)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題はないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の34ページ、35ページでご確認ください。

委員番号4番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○4番(望月孝夫君) 4番の望月です。

申請番号26番の申請について説明します。

受人は、申請地を住宅用地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、27番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が443㎡です。申請内容は建売住宅(1棟)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の36ページ、37ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員により説明をお願いをいたします。

○12番(三枝守和君) 委員番号12番、三枝です。

申請番号27番について説明いたします。

転用事由ですけれども、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいということです。審議のほうよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、28番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が311㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の38ページ、39ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号28番について説明いたします。

転用理由ですけれども、借人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため申請地に住宅を建築したいということです。審議をよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、29番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の3筆で、農振農用地です。登記地目は畑、面積が計725㎡です。申請内容は農業用施設（駐車場・倉庫）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料40ページ、41ページでご確認ください。

委員番号16番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○16番（小林 正君） 委員番号16番、小林です。

申請番号29について説明させていただきます。

転用理由は、借人は、農地の一部を農業施設用地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。審議よろしくお願ひいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしのお声がございました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、30番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、農振農用地です。登記地目は田、面積が438㎡です。申請内容は農業用施設（倉庫）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の42ページ、43ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号30番について説明いたします。

転用事由ですが、借人は、農地の一部を農業用施設用地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいとのことです。審議よろ

しくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、31番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。

申請地は三郷地域の6筆で、第2種農地です。登記地目は田、面積が計5,483㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（21区画）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の44ページ、45ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号31番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したいとのことです。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

三郷地域委員会に5,000㎡を超えるような申請がございました。何かご意見出ませんでしょうか。

中島委員、どうぞ。

○2番（中島博幸君） 中島です。

この土地の奥のほうは管理がされているけれども、物を作っていないようなところで住宅に囲まれた中なので、これはやむを得ないのではないかと考えております。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明等々を参考にしながら、皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたら

らお願いをいたします。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

ただいまの本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、32番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が69㎡です。申請内容は住宅敷地(駐車場)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の46ページ、47ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員により説明をお願いをいたします。

○6番(高山万寿君) 6番、高山です。

申請番号32番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいとのことです。ご審議よろしく願います。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、33番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局(森 和哉君) 13ページをお願いします。

申請地は三郷地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が666㎡です。申請内容は建売住宅(3棟)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の48ページ、49ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号33番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めることから取得し、建売住宅として販売したいとのことです。審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、34番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が290㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の50ページ、51ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○21番（望月慎二君） 委員番号21番、望月です。

申請番号34番について説明いたします。

転用事由。借人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したいということです。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、35番案件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が290㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の52ページ、53ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○21番（望月慎二君） 委員番号21番、望月です。

申請番号35番について説明いたします。

転用事由。借人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したいということです。審議をよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、今の説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

34、35は隣接地ということだよね。

○21番（望月慎二君） そうです。隣同士です。

○議長（佐原悦司君） 皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、36番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 14ページをお願いします。

申請地は明科地域で、第2種農地です。登記地目は畑、面積が248㎡です。申請内容は住宅敷地（車庫・物置）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の54ページ、55ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いをいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

申請番号36番について説明を申し上げます。

転用事由ですが、受人は、申請地を住宅地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということであります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地の非農地決定申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、議案第4号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

それでは、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 15ページをお願いします。

申請番号5番です。申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は畑、面積は計12.84㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の56ページでご確認ください。

続いて、申請番号6番です。申請地は明科地域で、登記地目は畑、面積は370㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の57ページでご確認ください。

続いて、議案書16ページをお願いします。

申請番号7番です。申請地は明科地域の10筆で、登記地目は田及び畑、面積は計3,107㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の58ページでご確認ください。

続いて、17ページをお願いします。

申請番号 8 番です。申請地は明科地域の 2 筆で、登記地目は畑、面積は計 225㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の 59 ページでご確認ください。

なお、穂高・明科地域委員会のそれぞれで非農地と認められるものと確認しております。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問、また明科地域委員会、穂高地域委員会、補足説明等ございましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） よろしいですか。

皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、原案どおり非農地決定とすることに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により原案どおりと決定させていただきますので、よろしくをお願いをいたします。

議案第 5 号 租税特別措置法適格者証明申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第 5 号 租税特別措置法適格者証明申請審議につきまして上程をいたします。

事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 18 ページをお願いします。

租税特別措置法適格者証明申請審議については、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定に基づく贈与税納税猶予、同法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であるかを農業委員会が確認、証明書を交付することとなっております。

申請番号 2 番は、贈与税納税猶予に係るもので、穂高地域の 9 筆で、登記地目は田、面積は計 1 万 1,380㎡です。

当該農地については、引き続き適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の 60 ページでご確認ください。

以上、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。また、穂高地域委員会の補足説明がございましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） よろしいですか。

皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

請地さん、いいですか。

○22番（請地康仁君） いいです。

○議長（佐原悦司君） 皆さんのほうでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、原案どおり証明書の交付を承認するという方、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、証明書の交付を承認とさせていただきます。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、議案第6号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）につきまして上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 19ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、長野県農業開発公社に対して所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。

申請番号9番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は田、面積は986㎡です。公社買入れの移転時期は令和8年5月20日、公社売渡しの移転時期は令和8年8月17日、利用目的は水稻です。

続いて、申請番号10番です。対象農地は穂高地域の7筆で、登記地目は田、面積は計9,723㎡です。公社買入れの移転時期は令和8年5月20日、公社売渡しの移転時期は令和8年8月17日、利用目的は水稻です。

続いて、申請番号11番です。対象農地は穂高地域の2筆で、登記地目は田及び畑、面積は計1,952㎡です。公社買入れの移転時期は令和8年5月20日、公社売渡しの移転時期は令和8年7月17日、利用目的は水稻です。

続いて、申請番号12番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は田、面積は4,034㎡です。公社買入れの移転時期は令和8年5月20日、公社売渡しの移転時期は令和8年8月17日、利用目的は水稻です。

続いて、申請番号13番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は田、面積は975㎡です。公社買入れの移転時期は令和8年5月20日、公社売渡しの移転時期は令和8年8月17日、利用目的は水稻です。

続いて、20ページをお願いします。

申請番号14番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は田、面積は977㎡です。公社買入れの移転時期は令和8年5月20日、公社売渡しの移転時期は令和8年8月17日、利用目的は水稻です。

続いて、申請番号15番です。対象農地は三郷地域で、登記地目は田、面積は2,640㎡です。公社買入れの移転時期は令和8年5月20日、公社売渡しの移転時期は令和8年8月17日、利用目的は水稻です。

位置等につきましては、別冊資料の61ページから67ページでご確認ください。

以上7件ですが、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。また、穂高地域委員会、三郷地域委員会で補足説明がございましたらお願いします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 皆さんのほうでご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、原案どおり要請することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり長野県農業開発公社に農用地利用集積等促進計画を定めるように要請をいたします。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議 一括方式（地域計画区域内）

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議 一括方式（地域計画区域内）を上程いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限によりまして、委員番号2番、中島委員、委員番号9番、齋藤委員につきましては参考人として出席させていただきます。決定に加わることはできませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森 和哉君） 21ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画 一括方式（地域計画区域内）の権利設定について、安曇野市長から意見を求められてい

ますのでご説明いたします。

設定件数は総計254件、41万8,350㎡、期間は5年7か月、9年7か月及び10年7か月です。
設定筆数は総計254筆、田が196筆、畑が58筆です。耕作者は51人、所有者は119人となっております。

22ページから30ページは計画書です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

なお、担当地区のところは確実にご覧いただくようよろしくお願いをいたします。

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、原案どおり異議なしとの賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農用地利用集積等促進計画審議 一括方式につきまして、異議なしとのことで意見を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）につきまして上程願います。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 31ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の権利移転について、安曇野市長から意見を求められていますのでご説明いたします。

設定件数は総計1件、911㎡、期間は9年7か月です。設定筆数は総計1筆、田が1筆です。借受人は1人となっております。

32ページは計画書です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） では、本案件につきまして、原案どおり異議なしとのことで賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）につきまして、異議なしということで意見を送付いたします。ありがとうございました。

議案第 9 号 安曇野市環境審議会委員の推薦

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第 9 号 安曇野市環境審議会委員の推薦につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 環境課から、安曇野市環境審議会委員が本年 3 月 31 日をもって任期満了となることから、安曇野市農業委員会に対して新たな委員の推薦依頼がありました。委員の任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間です。現在、穂高地域の山田委員が同審議会委員を務めていただいておりますが、農業委員会の申し送り事項によりまして、次回は三郷地域の順番となります。3 月 24 日、三郷地域委員会において協議いただきまして、中島委員を選出いただきましたので、同審議会に推薦したいと考えます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がございました。安曇野市環境審議委員を中島委員にお願いできればという提案がございました。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 中島委員、よろしくをお願いします。

○2 番（中島博幸君） 分かりました。

○議長（佐原悦司君） それでは、異議ないようでございますので、三郷地域の中島委員を安曇野市環境審議委員に推薦いたします。

議案第 10 号 安曇野市総合計画審議会委員の推薦

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第 10 号 安曇野市総合計画審議会委員の推薦につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 政策経営課から、安曇野市総合計画審議会委員が本年 3 月 31 日をもって任期満了となることから、安曇野市農業委員会に対して委員の推薦依頼がありました。委員の任期は、委嘱の日から 2 年間です。現在、会長が同審議会委員を務めていただいておりますが、引き続き会長にお願いしたいと考えております。

○議長（佐原悦司君） ただいま事務局より説明がございました。

きつとご意見があると思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとのお声がございました。

それでは、この採決におきまして、本案件に賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、安野市総合計画審議会委員につきまして会長を、佐原でございますが、受けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第 11 号 農地利用最適化推進委員の辞任

○議長（佐原悦司君） それでは、次に、議案第11号 農地利用最適化推進委員の辞任につきまして上程いたしますので、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 令和8年3月18日付で、堀金地域の本田富保推進委員から、一身上の都合により、令和8年3月31日をもって安曇野市農地利用最適化推進委員を辞任したい旨の辞任届が提出されました。農業委員会等に関する法律第23条では、推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができると規定されており、本日承認の予定ですが、令和8年3月31日をもって辞任ということになります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

堀金の齋藤地域長、補足説明がございましたらお願いします。

○9番（齋藤岳雄君） 9番、齋藤です。

補足説明のほうをさせていただきます。

辞任の理由というのが本人の体調不良によるもので、正当な事由として判断して差し支えないと思っております。

また、令和8年3月31日までまだ任期があるんですけれども、何とか周りのところの農林活動をしていただくことで本人に確認はしております。

なお、推進委員1名欠ということなんですけれども、先日の堀金の地域委員会の中では、辞任する委員の担当地区をほかの委員ということで、私、地域長のほうが受け持つことで所掌事務を適切に処理できると判断し、了承をいただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明、また齋藤地域長の説明につきまして審議に入ります。皆さんのほうでご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、辞任に同意する方の賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、農地利用最適化推進委員の辞任につきまして承認ということにさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

なお、推進委員の補充につきましては、先ほど堀金地域長から堀金地域委員会で全体の皆さんでやるということでございますので、その旨ご承知願いたいと思いますが、よろしくお願いをいたします。

それでは、異議なしということで、推進委員の補充は行わないということでお願いをいたしますので、堀金の地域の中でよろしくお願いをいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、以上をもちまして、審議全て終了いたしますが、何かございますか。

午後 3時32分 閉会